

重度訪問介護の個別的な支給決定に 関する論点等

重度訪問介護の個別的な支給決定(非定型)の導入検討の背景

現状と課題

- 札幌市は、個々の障がい状況や生活状況を可能な限り勘案したきめ細かな定型の審査基準を定めており、定型の支給量も他都市と比べて高い水準にあるため、非定型の判断基準は設けておらず、定型の審査基準のみで支給量を決定している
- しかし、障がい当事者や関係者などからは、定型の審査基準における月720時間の対象者要件に合致しないため、希望する介護時間数が支給されないため、個別に必要な時間数を支給決定してほしい、といった声がある

【重度訪問介護の支給審査基準の改善を求める陳情】

- H29年1定市議会において、非定型の支給決定方法を導入し、障がい者一人一人の生活実態に応じた支給決定を求める陳情があった。

(陳情理由)

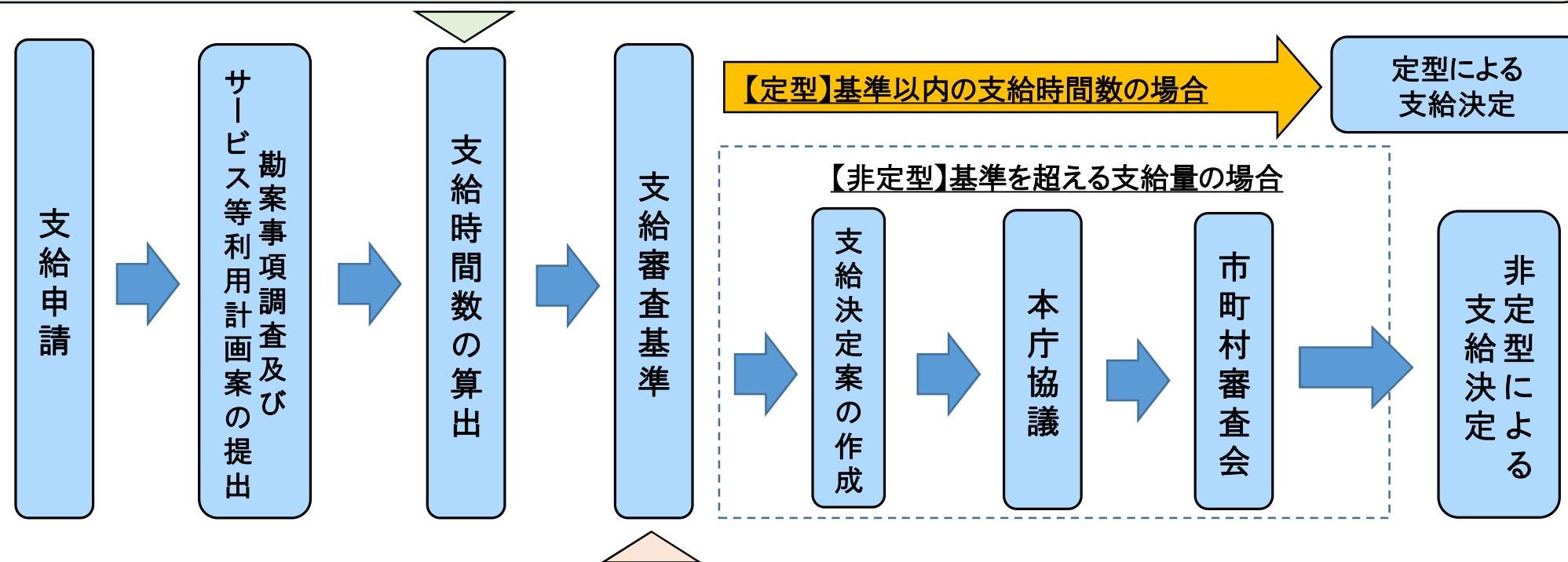
- ・支給時間については、一人ひとりの生活実態に十分に寄り添っていない現状がある
- ・介護時間の不足分は、ボランティアに頼っている
- ・普段は働いているが、祝祭日やお盆、お正月、病気などで仕事を休む際にはこの時間数では足りない
※国の制度上、就労中は重度訪問介護は利用できない
- ・とりわけ、720時間の支給決定については、2要件のみで規定することに無理がある

論 点

- 特に、在宅の長時間介護を必要とする方が対象となる重度訪問介護において、より個別の事情に応じた公平な支給決定のあり方について検討が必要

他政令市における重度訪問介護の非定型の標準的な支給決定例

- ① 勘案事項調査やサービス等利用計画案で必要な支援内容及び必要時間数を確認の上、週間計画表を作成
- ② 週間計画表の支援時間を1か月あたりに換算して支給時間数を算出
- ③ 上記②の支給決定時間数が既定支給量を超過する場合、事前に本庁協議を行い、審査会に付議
- ④ 市町村審査会からの意見も踏まえ、支給時間数を決定し、各区で支給決定を行う



一方、札幌市の場合は、

- ① 勘案事項調査やサービス等利用計画案等により必要な支援内容や希望時間数などを確認
- ② 支給審査基準の基本支給量と加算支給量を合算し、月に利用できる最大の支給時間数を算出
- ③ ほとんどの場合は、支給審査基準上で定められた最大の時間数を支給時間数として支給決定を行う

重度訪問介護の非定型による支給決定に関する個別論点(案)

非定型による支給決定に係る個別論点(案)

論点1 非定型の対象者要件

論点2 必要な介護時間数の確認方法

論点3 市町村審査会の実施形態

論点4 一時的な介護時間数増への対応

論点5 真に必要な介護時間数の客観的評価

論点6 重度訪問介護事業所の提供体制

【論点1】非定型の対象者要件

現状と課題

- 定型の支給審査基準においては、月720時間の対象者要件のように、障がい名や疾病名、人工呼吸器を装着しているなど、状態像の規定により明確に対象者要件を規定し、支給可能な介護時間の上限が設定されている
- 非定型は、定型の支給審査基準に当てはまらないが、必要な介護時間数を支給するものであるため、本来的には非定型による支給決定は介護時間数の必要性において判断されるものであり、あらかじめ、対象者要件を定めるものではない
- しかしながら、非定型は、現行の審査基準に当てはまらず、特に長時間介護を必要とする重度の障がいのある方が対象になるものと考えられることから、制度の持続性や公平性という観点からも、非定型を実施する場合は、他政令市と同様に長時間介護を特に必要とする重度障がいのある方を対象にすることが必要と考えられる

論 点

- 制度の持続性の観点や、他都市の状況等も踏まえ、非定型の対象者の考え方や、非定型により時間数を決定する際の「判断基準」の整理が必要になるのではないか

【論点2】必要な介護時間数の確認方法

現状と課題

- 札幌市の場合、審査基準で定められた対象者要件に当てはまる者に対して、ほとんどの場合は、審査基準上の最大の支給時間数を決定している(最大利用可能時間数を決定するという考え方)
- しかしながら、非定型の場合は、定型の審査基準で定められた最大の支給時間数を超えた時間数の決定を行うこととなるため、個々の障がいのある方に対して個別に支給時間数を決定する必要がある
- どのように必要な介護時間数を確認するのか、具体的なプロセスの検討を行う必要がある

論 点

- 
- 非定型による支給決定を行う際、当事者の希望のみだけでなく、公平・公正な観点から、真に必要な介護時間数をどのように積算するのか
 - 非定型における介護時間数の積算にあたって、「真に必要な介護時間」をどのように考えるべきか

【論点3】市町村審査会の実施形態

現状と課題

- 市町村審査会とは、障害者総合支援法第15条に基づき、介護給付費等の支給に関する障害支援区分の審査及び判定等を行うことを目的として、市町村により設置されるもの（札幌市の審査会は1区ずつ、10の審査会がある）
- 審査会委員は、障がい者の実情に通じた者のうちから、障害保健福祉の学識経験を有する者であって、中立かつ公正な立場で審査が行える者（精神科医師や福祉施設職員、看護師等）を市町村長が任命することとなっている
- 市町村審査会の主な2つの業務は、①介護給付費に係る障害支援区分に関する審査及び判定、②市町村の支給要否決定にあたり意見を述べることであるが、国通知においては、「非定型の支給決定を行うに当たっては、支給決定案について市町村審査会の意見を聴いた上で個別に適切な支給量を定めること」とされている
- 他政令市の多くは、非定型による支給決定を行う場合、既存の市町村審査会の意見を聴取しているが、一部の市では、公平性の維持やより専門的な判断を行うため、非定型のケースのみ取り扱う審査会を設置している

論 点

- 重度障がい者にとって真に必要な在宅介護時間を決めるにあたり、審査会委員から適切に意見聴取をするためには、どのように工夫したらよいか
- 非定型による介護時間数を決める際に、審査会が複数ある場合、判断基準のばらつきが生じることも考えられるため、他政令市のように、重度障がい者の支援内容を熟知した委員で構成される、非定型専用の市町村審査会の設置を検討すべきかどうか

【論点4】一時的な介護時間数増への対応

現状と課題

- お盆や年末年始、家族の体調不良など、やむを得ない理由により、一時的に当該月の介護時間数が増加するケースがあるが、札幌市の場合、定型の支給審査基準で該当する全ての加算要件を満たし、最大の決定支給量の支給決定を受けていれば、一時的にでも介護時間数を増加して支給決定することはできない
- しかしながら、他政令指定都市では、非定型による支給決定により、一時的なやむを得ない理由で発生する介護時間数の不足に対応している事例がある



論 点

- 恒常的な介護時間数の不足ではなく、一時的にやむを得ない理由で生じる介護時間数の不足に対しても、非定型による支給決定で対応する必要があるか
- 月ごとに必要な介護時間数が変わるような場合、非定型において、どのように対応するべきか

【論点5】真に必要な介護時間数の客観的評価

現状と課題

- 利用者の自己選択や多様なライフスタイルを尊重しつつも、重度訪問介護は公的サービスである以上、公平性の観点から、真に必要な介助時間数を支給決定する必要性がある
- そのため、利用者の希望する支援内容や介護時間数の妥当性を判断するため、客観的評価を行う必要性がある
- 他政市においては、①利用者から提出されるサービス等利用計画案、②市が作成する支給量案、③市から委託された相談支援事業所が作成するサービス等利用計画案の3つの案をもって、市町村審査会からの意見聴取を実施しているケースもある
- また、医療的な支援が必要なケースの場合は、主治医による意見書などの提出を求め、より客観的な評価となるような工夫をしている場合もある

論 点

- 重度訪問介護の非定型による支給決定において、真に必要な介護時間数を判断するため、利用者の希望する支援内容や介護時間数の妥当性について、どのような手段を用いて客観的評価を行うことが必要となるのか

【論点6】重度訪問介護事業所の提供体制

現状と課題

- 重度障がい者の在宅生活を支える重度訪問介護事業所のヘルパーが不足しており、重度訪問介護を提供可能な事業所が見つからないという声がある
- より個別的な重度訪問介護の支給決定が導入され、より長時間の介護時間の支給決定が行われた場合、利用者に支援のニーズに対応することができるサービス提供事業所はどの程度あるのか不明



論 点

- サービス提供を受ける利用者とサービス提供を行う事業所の両者が揃わなければ、個別的な事情に応じた支給時間数が決定されたとしても、利用者のニーズは満たされないため、重度訪問介護事業所の支援体制のあり方なども併せて検討すべきなのではないか